

# 茨城県報

第197号

平成2年12月3日

月曜日

## 目次

### 告 示

●医師の指定(障害福祉課).....	1	ページ
●医師からの内容変更の届出( " ).....	4	
●医師からの指定辞退の届出( " ).....	4	
●結核予防法第36条の規定による医療機関の指定及び辞退(保健予防課).....	5	
●事業の認定(用地課).....	5	
●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	6	
●都市計画事業の認可(都市施設課).....	7	
●事業計画の変更の認可(下水道課).....	7	

### (公安委員会)

●警備員指導教育責任者講習の実施.....	9
-----------------------	---

### 公 告

●地籍調査の成果認証(農地計画課).....	10
●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課).....	11
●道路の位置の指定(8件)( " ).....	12
●聴聞の実施( " ).....	13

## 告 示

### 茨城県告示第1427号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定する。

平成2年12月3日

茨城県知事 竹内藤男

#### 医師の指定

障害の種別	診療科目	氏名	医療機関名	所在地	指年	定月日
視覚	眼科	加畑隆通	水戸済生会 総合病院	水戸市双葉台 3-3-10	2	.11.15
"	"	太田千秋	太田内科眼科医院	古河市中央町 2-2-18	"	"

視 覚	眼 科	鈴木明子	筑波学園病院	つくば市上横場 2573-1	2.11.15
"	"	中地祥子	山王病院	西茨城郡岩瀬町岩瀬42	"
"	"	渡邊亮子	猿島協同病院	猿島郡境町2190	"
聴覚・平衡 ・音声・言 語・そしゃ く機能	耳鼻咽喉科	斎藤啓光	東京医科大学 霞ヶ浦病院	稲敷郡阿見町中央 3-20-1	"
"	"	柏戸泉	下館市民病院	下館市玉戸1658	"
肢体不自由	外 科	青柳庸三	青柳病院	水戸市柳町2-10-11	"
"	整形外科	平林宏之	日製多賀総合病院	日立市国分町 2-1-2	"
"	小児科	清水純一	土浦協同病院	土浦市真鍋新町11-7	"
"	内 科	湯原孝典	日製水戸総合病院	勝田市石川20-1	"
"	整形外科	中島宏	"	"	"
"	内 科	西川正直	廣橋第一病院	北茨城市関南町 仁井田551	"
"	整形外科	天貝均	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	"
"	外 科	藤原真澄	久保田病院	久慈郡大子町大子799	"
肢体不自由 ・ぼうこう ・直腸機能	"	鈴木直文	慈泉堂病院	久慈郡大子町大子 856-1	"
肢体不自由	神形内科	師尾郁	鹿島労災病院	鹿島郡波崎町土合本町 1-9108-2	"
"	"	朝日奈真由美	"	"	"
"	理学診療科	木村伸也	会田記念病院	北相馬郡守谷町同地 360	"
"	"	藤原成子	"	"	"
"	内 科	尾崎行雄	豊後荘病院	新治郡八郷町部原 760-1	"

肢体不自由	内 科	藤 兼 正 明	猿 島 赤 十 字 病 院	猿 島 郡 総 和 町 上 辺 見 7 6 0—1	2.11.15
”	”	田 中 勝 也	豊 和 麗 病 院	猿 島 郡 猿 島 町 沓 掛 411	”
”	”	田 中 康 雄	”	”	”
”	脳 神 経 外 科	金 子 伸 司	城 西 病 院	結 城 市 結 城 10745—24	”
心 臓 機 能	内 科	松 永 至	”	”	”
”	循 環 器 内 科	大 井 田 史 継	協 和 中 央 病 院	真 壁 郡 協 和 町 門 井 1676—1	”
”	内 科	村 山 耕 子	つくば セ ン ト ラ ル 病 院	牛 久 市 柏 田 1589—3	”
呼 吸 器 機 能	心 臓 血 管 科	吉 村 孝 夫	水 戸 済 生 会 総 合 病 院	水 戸 市 双 葉 台 3—3—10	”
”	内 科	石 岡 国 春	水 戸 協 同 病 院	水 戸 市 宮 町 3—2—7	”
”	小 児 外 科	松 本 正 智	筑 波 大 学 附 属 病 院	つくば 市 天 久 保 2—1—1	”
”	内 科	倉 田 尚 司	筑 波 記 念 病 院	つくば 市 要 1187—299	”
”	”	佐 藤 浩 昭	県 西 総 合 病 院	西 茨 城 郡 岩 瀬 町 鍛 田 604	”
じ ん 臓 ・ ぼ う ち ょ う ・ 直 腸 機 能	泌 尿 器 科	島 居 徹	水 戸 済 生 会 総 合 病 院	水 戸 市 双 葉 台 3—3—10	”
ぼ う ち ょ う ・ 直 腸 機 能	外 科	新 妻 義 文	水 戸 協 同 病 院	水 戸 市 宮 町 3—2—7	”
”	”	田 淵 崇 文	東 京 医 科 大 学 霞 ケ 浦 病 院	稲 敷 郡 阿 見 町 中 央 3—20—1	”
小 腸 機 能	小 児 外 科	越 智 五 平	筑 波 大 学 附 属 病 院	つくば 市 天 久 保 2—1—1	”



## 茨城県告示第1428号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（昭和45年茨城県規則第10号）第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成2年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 内容変更

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
		医療機関 の 名 称	医 療 機 関 の 所 在 地	医療機関 の 名 称	医 療 機 関 の 所 在 地	
視 覚	早乙女 俊 一	筑波大学附 属病院	つくば市天久 保2-1-1	水戸済生会 総合病院	水戸市双葉台 3-3-10	2.10.1
〃	関 根 康 生	水戸済生会 総合病院	水戸市双葉台 3-3-10	日製日立総 合病院	日立市城南 2-1-1	〃
〃	武 井 一 夫	日製日立総 合病院	日立市城南 2-1-1	筑波大学附 属病院	つくば市天久 保2-1-1	2.10.15
肢体不自由	堀 口 わたる	堀 口 医 院	那珂湊市积迦 町13-8	堀口リハビリ クリニック	那珂湊市积迦 町13-8	2.8.20
〃	久 保 浩 二	久 保 医 院	行方郡牛堀町 牛堀12	久 保 医 院	行方郡牛堀町 牛堀821-1	2.11.1

## 2 氏名変更

種 目	変 更 前			変 更 後			変 更 年 月 日
	氏 名	医療機関 の 名 称	医 療 機 関 の 所 在 地	氏 名	医療機関 の 名 称	医 療 機 関 の 所 在 地	
視 覚	福田右子	県西総合 病 院	西茨城郡岩 瀬町鍛田604	山倉右子	県西総合 病 院	西茨城郡岩 瀬町鍛田604	2.7.30

## 茨城県告示第1429号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条第1項の規定に基づき、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成2年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

辞 退

種 目	診 療 科 目	氏 名	医 療 機 関 の 名 称	医 療 機 関 の 所 在 地	辞 退 年 月 日
肢体不自由	内 科	布 川 領 三	廣 橋 第 一 病 院	北茨城市関南町 仁井田551	2.6.30
〃	〃	田 辺 俊	牛久愛和総合病院	牛久市猪子896	2.8.1
〃	神 経 内 科	片 山 薫	鹿 島 労 災 病 院	鹿島郡波崎町土合本町 1-9108-2	2.9.30
〃	内 科	木 村 安 志	猿 島 赤 十 字 病 院	猿島郡総和町上辺見 1300-13	2.8.31

茨城県告示第1430号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定し同条第4項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成 2 年 12 月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人貞心会 慶 和 病 院	那珂郡那珂町鴻巣3247-1	平成 2 年 9 月 1 日
久 保 医 院	行方郡牛堀町牛堀821-1	平成 2 年 11 月 1 日

(辞 退)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
久 保 医 院	行方郡牛堀町牛堀12	平成 2 年 10 月 31 日

茨城県告示第1431号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 年 12 月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 七会村  
 2 事業の種類 七会村中央公民館 保全事業  
 3 起 業 地  
 (1) 収用の部分 西茨城郡七会村大字徳蔵字大館地内  
 (2) 使用の部分 な し  
 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
 七会村役場

茨城県告示第1432号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成2年12月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成2年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道  
 2 路 線 名 高萩大子線  
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡里美村折橋字横川 1357番1地先から	旧	メートル 最大 12.0	メートル 702.0	
		最小 5.0		
久慈郡里美村折橋字水口 636番4地先まで	新	最大 12.0	702.0	改良工事による区 域変更
		最小 5.0		
		最大 20.0	677.0	
		最小 10.0		

茨城県告示第1433号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成2年12月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成2年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道  
 2 路 線 名 瓜連馬渡線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町菅谷 661番45地先から 勝田市高野字富士山 1736番5地先まで	旧	メートル 最大 25.0 最小 5.0	メートル 7,353.0	
那珂郡那珂町菅谷 661番45地先から 勝田市高野字富士山 1736番5地先まで	新	最大 25.0 最小 5.0	7,353.0	改良工事による区 域変更
勝田市佐和字篠根沢 2087番3地先から 勝田市高野字富士山 1777番14地先まで		最大 74.0 最小 15.0	2,604.3	

茨城県告示第1434号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成2年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸勝田都市計画道路事業  
3・5・25号 見川線
- 3 事業施行期間 平成2年12月3日から平成5年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 茨城県水戸市見川町字大山台，字丹下一ノ牧及び字丹下地内
  - (2) 使用の部分 なし

茨城県告示第1435号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成2年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 つくば市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
研究学園都市計画下水道事業つくば公共下水道

3 事業施行期間 昭和52年6月30日から平成10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和62年茨城県告示第1728号, 昭和63年茨城県告示第237号, 昭和63年茨城県告示第820号, 昭和63年茨城県告示第1251号及び平成元年茨城県告示第901号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

つくば市大字水守字館ノ堀並びに大字大貫字国神の各一部の区域

(2) 使用の部分

昭和62年茨城県告示第1728号, 昭和63年茨城県告示第237号, 昭和63年茨城県告示第820号, 昭和63年茨城県告示第1251号及び平成元年茨城県告示第901号の事業地に(1)に掲げる区域を加えた区域とし, 当該事業地のうち(2)に掲げる地内において事業地を変更する。

(1)つくば市大字若森字八幡, 大字篠崎字前新田, 字雨新田間, 字前新田後, 字中新田, 字西坪, 大字大砂字山王坪, 字山王前, 字西坪, 字東坪, 字南坪, 字山王及び字原中, 大字今鹿島字四ツ谷後, 大字苧間字屋敷, 字上宿, 字上ノ後, 字塚岸, 字辻, 字中宿, 字八幡前, 字辻原, 字西浦, 字大橋道, 字蔵屋敷, 字金剛寺, 字原, 字台, 字八幡脇, 字八幡後, 字妻及び字中道, 大字原字屋敷, 字西浦, 字蔵屋敷及び字蔵脇, 大字上境字大日及び字陣場台, 大字金田字長者塚, 大字花室字妻木前, 字才木前, 字浦山, 字清水, 字字々山, 字橋向及び字大道, 大字上ノ室字大鏡, 字羅ノ谷, 字加茂山, 字大日山, 字土佐山, 字熊ノ坂, 字熊ノ脇, 字熊ノ山, 字ノバ, 字堂久保, 字屋敷及び字宅地下, 大字吉瀬字西堂及び字白金, 大字松塚字寺ノ前及び字里ノ前, 大字筑波字横道, 大字神郡字仲町及び字下町, 大字中菅間字宅地及び字曲り松, 大字田中字引松及び字天神, 大字水守字打出, 字南, 字東及び字前畑並びに大字栗原字井戸内, 字井内, 字中井, 字乾島, 字前田, 字茅場, 字龍光田, 字中坪, 字前畑, 字古塚, 字草深地, 字根ノ下, 字蛭田, 字宮前, 字西田, 字西畑, 字下坪, 字阿弥陀後, 字町田及び字台坪の各全部の区域

つくば市大字前野字門畠, 字花畑, 字山木地東, 字大鹿西, 字大鹿東, 字山木地, 字石橋, 字坊の脇, 字山木地表, 字矢崎, 字大鹿, 字竹の下, 字窄畑及び字山木地西, 大字長高野字仲, 字大坊, 字八幡前, 字西脇, 字小鍋内, 字後山, 字西坪前, 字一本松, 字鳥井戸, 字折原, 字鳥瓜及び字前畑, 大字篠崎字西坪後, 字鹿堀, 字小砂, 字池端, 字片町, 字東新田, 字砂久保, 字須津賀, 字堤添, 字蛭田岡及び字大海道, 大字大砂字根木山, 字宮西, 字雑耕地, 字中畑及び字中坪, 大字大砂字筑波道西, 字折戸, 字瓜畑, 字向山, 字西スカ及び字北原, 大字若森字谷津, 字吹上, 字南谷津及び字花ソ子, 大字西高野字西原, 字本田, 字切堤, 字五十塚, 字中妻, 字宮西, 字長町, 字鳳地, 字柳堤, 字二本榎及び字大作, 大字上郷字道角, 字浅見及び字大境, 大字手生子字宮東, 字前畑, 字内山, 字田畑, 字海道, 字海道東及び字権隈堂, 大字今鹿島字上屋敷西, 字上屋敷東, 字十花山, 字四ツ谷, 字下田, 字下屋敷西, 字下屋敷東及び字古屋敷東, 大字苧間字東海道, 字西海道, 字野中山, 字坪ノ内, 字東浦, 字経塚, 字上ノ前,



字神田, 字辻ノ下, 字常福字, 字野土山, 字谷頭, 字八幡, 字久保, 字仲道及び字明神後, 大字原字海道, 字稲荷前及び字土手下, 大字上横場字中台, 字石居, 字上原, 字下堀及び字藤原, 大字小白碓字梨ノ木及び字谷ツ向, 大字谷田部字藤ヶ入, 大字下広岡字清水久保, 字寄居, 字松下, 字反田, 大字上境字滝ノ台, 字滝ノ山及び字池下, 大字金田字観音後, 大字妻木字向田及び松見, 大字花室字大根, 字大道添及び字堀尻, 大字上ノ室字堀尻, 字入定保, 字入定原, 字花立, 字上原, 字ヒッタラ塚, 字館坪, 字館, 字天神, 字カヨウジ, 字フンキリ, 字宿ノ台, 字大観音, 字ハマイバ及び字長久保, 大字倉掛字野池, 字砂及び字明神門, 大字吉瀬字西堂前, 字黄金, 字後, 字本屋敷, 字東門前及び字吉瀬, 大字松塚字寺家前, 久保及び松塚, 大字筑波字神地, 字東町, 字宮脇, 字西沢, 字西山, 字四丁目, 字五丁目, 字道明, 字六本松, 字外輪町及び字大貫, 大字臼井字石田寺, 字小山, 字大沢, 字辻, 字稲野下, 字清水内, 字中坪, 字御屋敷, 字山王, 字夫内, 字田中, 字辻ノ前, 字塚合, 字田中前, 字赤塚及び字生井下, 大字神郡字二ツ橋, 字根ノ下, 字上町, 字薬師前, 字長町, 字道城前, 字八龍神, 字西, 字飯田西, 字飯田前, 字才宮司, 字川子板, 字赤, 字石井, 字小山, 字大門先, 字天神, 字入定山, 字五反田, 字御供田, 字下内町, 字大苗代, 字石橋, 字砂押及び字大貫前, 大字北条字北浦及び字永瀬, 大字添所, 大字大貫字東, 字前, 字大貫前, 字稲荷前, 字樋ノ口, 字八幡脇, 字東大貫, 字塚田及び字国神, 大字中菅間字稲荷, 字北畑, 字不動堂, 字稲荷前, 字前田, 字東田, 字白山道南, 字白山道下, 字諏訪宮, 字南田, 字殿内及び字八龍神, 大字池田字狭間, 字屋敷東川端, 字屋敷川端, 字入樋脇, 字堂一前, 字屋敷前, 字西浦, 字川端, 字古屋敷, 字鍛冶屋堀及び香取西, 大字磯部字一本木, 字土器内及び字龍ノ尾, 大字田中字宮ノ下, 字根下, 字高島, 字辻後, 字八反田, 字諏訪脇, 字登り内, 字中根前, 字坪ノ内, 字天神, 字西畑, 字屋敷, 字堂ノ下, 字寺田, 字竹ノ下, 字反町, 字五反田及び字矢ノ田, 大字水守字館ノ下, 字伏間, 字館ノ内, 字館ノ堀, 字北口, 字本西, 字新田後, 字三島前, 字天ノ宮, 字西, 字稲荷前, 字小張海道, 字於里, 字宿山及び字山ノ神, 大字柴崎字祿呂師, 字江子田, 字市ノ丞, 字山ノ崎, 字不動下及び字南並びに大字栗原字栗原, 字十王谷, 字上松見淵, 字十三塚, 字白旗前, 字白旗, 字百間, 字朱未, 字才十郎, 字新田裏及び字山尻の各一部の区域

(2)つくば市大字上横場字道心塚及び字本郷地, 大字上ノ室字タリカワ, 字稲荷脇, 字西ノ坪, 字堂ノ脇及び字堂ノ下, 大字倉掛字上新地, 大字松塚字中道及び字境内, 大字柴崎字小太郎, 字遠原及び字万観音, 大字横町字小山, 大字水守字新田脇及び字新田前並びに大字大曾根字松原

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

茨城県公安委員会告示第35号

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成2年12月3日

茨城県公安委員会委員長 小 倉 智 徳

- 1 講習 期 日 平成 3 年 1 月 28 日 (月) から 2 月 2 日 (土) まで
- 2 講習 場 所 水戸市元山町一丁目 7 番 16 号  
ときわ会館 2 階会議室
- 3 受 講 定 員 5 0 人
- 4 受 講 手 続
- (1) 申 込 期 間 平成 3 年 1 月 7 日 (月) から 1 月 25 日 (金) まで  
(ただし、定員になり次第締め切る。)
- (2) 申 込 場 所 茨城県内の各警察署防犯課 (係)
- (3) 申 込 方 法 申込場所に、次の書類等を持参すること (郵送による申込は認めない。)
- ア 受講申込書 2 通
- イ 写真 (6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチ横 2.5 センチ大) 2 枚
- (4) 講習手数料 講習手数料 (3 1.0 0 0 円) は、茨城県収入証紙により申込時に納入すること。
- 5 そ の 他
- (1) 講習開始日は、午前 8 時 30 分までに受付けを終了すること。
- (2) 筆記用具を携行すること。
- (3) 詳細は、茨城県警察本部防犯部防犯課 (0 2 9 2 - 2 4 - 2 1 1 1, 内線 2 5 1 5 ・ 2 5 1 6 ・ 2 5 1 8) へ問合せること。

## 公 告

### ●地籍調査の成果認証

東茨城郡美野里町における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定により認証した。

平成 2 年 12 月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

|            |                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称 | 東茨城郡美野里町                                                    |
| 調査を行った期間   | 東茨城郡美野里町大字竹原中郷, 大字上馬場の各一部<br>平成元年 7 月 3 日から平成元年 10 月 19 日まで |
| 認 証 年 月 日  | 平成 2 年 11 月 22 日                                            |

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 2 年 12 月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市高場字下道下 2 0 4 4 番から 2 0 4 7 番まで

- 2 事業主の住所及び氏名

勝田市田彦 1 6 2 2 番 6

有限会社 トータル

代表取締役 松 田 森 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷北ノ内 2 3 1 3 番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

日立市城南町 1 丁目 11 番 31 号

鈴縫工業株式会社

代表取締役 鈴 木 光 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市女化町 1 3 0 4 番 2 の一部、1 3 0 7 番 3 の一部、同番 4 の一部、1 3 2 8 番 1、1 3 2 9 番、1 3 3 0 番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

千葉県柏市十余二字庚塚 2 5 4 番地 2 3 3

株式会社 福士不動産鑑定所

代表取締役 福 士 正 直

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 2 年 12 月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡友部町大字平町字高土基 6 6 5 番、6 6 7 番、6 7 3 番 1、同番 4、6 7 6 番、6 7 7 番、6 7 8 番、6 7 9 番、6 8 0 番、6 8 1 番、6 8 2 番

西茨城郡友部町大字平町字梁場 6 8 4 番

西茨城郡友部町大字平町字十三窪 6 8 9 番, 6 9 2 番, 6 9 4 番

西茨城郡友部町大字平町字高土原 7 0 0 番, 7 0 1 番, 7 0 2 番, 7 0 4 番, 7 0 5 番, 7 1 0 番, 7 1 1 番, 7 1 2 番, 7 1 3 番, 7 1 4 番, 7 1 5 番, 7 1 6 番, 7 1 8 番, 7 1 9 番, 7 2 3 番, 7 2 4 番, 7 2 5 番, 7 2 6 番, 7 2 7 番, 7 2 8 番, 7 3 1 番, 7 3 2 番, 7 5 4 番, 7 5 5 番, 7 5 7 番, 7 5 8 番

西茨城郡友部町大字平町字六反田 7 6 7 番, 7 6 8 番, 7 6 9 番, 7 7 0 番 2

西茨城郡友部町大字平町字瓜畑 7 7 8 番 8, 同番 9, 同番 1 0, 同番 1 1, 同番 1 2, 同番 1 3, 同番 1 4

西茨城郡友部町大字平町字星山 8 0 6 番 1 6 9, 同番 1 7 0

西茨城郡友部町大字下加賀田字猿渡道 2 6 5 番, 2 6 6 番, 2 6 7 番 1, 同番 2, 2 6 8 番 1, 同番 2, 同番 3, 2 6 9 番, 2 7 0 番, 2 7 2 番, 2 7 3 番 1, 同番 2, 2 7 5 番 2, 2 7 6 番 1, 同番 2, 2 7 7 番, 2 7 8 番, 2 7 9 番, 2 8 0 番 1, 同番 2, 同番 3, 2 8 1 番, 2 8 2 番, 同番 3, 2 8 3 番, 2 8 4 番, 2 8 5 番 1, 同番 2, 2 8 6 番, 2 8 8 番, 2 9 0 番, 2 9 1 番, 2 9 2 番, 2 9 3 番, 2 9 4 番, 同番 2, 2 9 5 番, 2 9 7 番 2, 同番 1 2, 同番 1 3

西茨城郡友部町大字下加賀田字富士下 5 3 9 番 1 4, 同番 1 6, 5 4 7 番, 同番 2, 5 4 8 番

西茨城郡友部町大字下加賀田字石倉山 5 5 0 番 1 1

笠間市大字上加賀田字上平 3 9 6 番, 3 9 7 番 1, 同番 2, 4 0 2 番, 4 0 3 番 1, 同番 2, 4 0 4 番 3, 4 0 5 番, 4 0 6 番

笠間市大字上加賀田字富士下 4 0 8 番 2, 4 1 0 番

笠間市大字上加賀田字細田 4 1 1 番, 4 1 3 番, 4 1 4 番, 4 2 0 番, 4 2 2 番,

笠間市大字上加賀田字打越 4 1 5 番 1, 同番 2, 4 1 6 番 1, 同番 2, 4 2 3 番 1, 同番 2, 4 2 4 番, 4 2 5 番, 4 2 7 番

笠間市大字上加賀田字山芝 4 2 8 番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 同番 5, 同番 6, 4 2 9 番, 4 3 0 番, 4 3 1 番, 4 3 2 番, 4 3 3 番, 4 3 4 番 3, 4 3 6 番 2, 同番 4, 同番 5, 4 4 6 番 2, 4 4 8 番, 4 4 9 番

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区銀座 1-20-5

株式会社 宍戸国際ゴルフ倶楽部

代表取締役 山 崎 一

### ●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 2 年 12 月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号            | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                         |                              | 道 路 の 位 置                                   | 道路幅員及び延長     |              |
|-----------------|--------------|-------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------|--------------|--------------|
|                 |              | 氏 名                           | 住 所                          |                                             | 幅 員          | 延 長          |
| 水土木指令<br>第1886号 | 2.11.20      | 株式会社<br>鳥 久<br>代表取締役<br>堀口 久直 | 水戸市見川2丁<br>目52番地の4           | 東茨城郡美野里町大字<br>羽刈字五万堀<br>609番の7              | メートル<br>4.35 | メートル<br>29.0 |
| “<br>第1905号     | 2.11.22      | 山中 けさ                         | 西茨城郡岩間町<br>大字下郷<br>4536番地の22 | 西茨城郡岩間町大字下<br>郷字鍋内4536番99, 同<br>番106, 同番107 | 4.10         | 39.92        |
| 潮土木指令<br>第569号  | 2.11.20      | (株)大 殖<br>(代)<br>今野 才一        | 東京都新宿区新<br>宿5-17-11          | 鹿島郡銚田町大字鳥栖<br>字東山2040-22, 43,<br>45         | 4.20         | 73.07        |
| “<br>第570号      | “            | 栗田 高明<br>栗田キミ子                | 鹿島郡旭村大字<br>勝下新田7             | 鹿島郡旭村大字荒地字<br>八観野674-69, 73                 | 6.20         | 50.00        |
| “<br>第571号      | “            | (株)関越観<br>光企画<br>(代)<br>櫻吉 篤  | 埼玉県坂戸市字<br>青木744-2           | 鹿島郡銚田町大字上富<br>田字笹立1138-19, 20               | 6.20         | 45.17        |
| 竜土木指令<br>第1417号 | 2.11.16      | (株)<br>中野商事<br>(代)<br>中野 幸男   | 土浦市荒川沖東<br>1丁目6番13号          | 稲敷郡江戸崎町江戸崎<br>字新山甲949番2                     | 4.10         | 17.50        |
| “<br>第1455号     | 2.11.22      | 小林 忠                          | 稲敷郡阿見町大<br>字荒川沖1444          | 稲敷郡阿見町大字荒川<br>沖字鶴野 1585-6                   | 4.10         | 34.90        |
| 石土木指令<br>第510号  | “            | 有限会社<br>カネミズ商事                | 結城郡石下町大<br>字向石下<br>829番地52   | 結城郡石下町大字杉山<br>字宿736番6, 737番<br>7            | 4.20         | 81.58        |

●聴聞の実施

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成2年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 日 時 平成2年12月11日(火)午後1時30分
- 2 聴 聞 場 所 水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨城県庁第三付属庁舎第10会議室
- 3 被 聴 聞 者  
氏 名 青山 恵 資  
住 所 日立市久慈町3丁目3番12号

登 録 番 号 茨城第 3 3 0 0 号

登 録 年 月 日 昭和 56 年 6 月 29 日



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)